

未払賃金の立替払制度のご案内

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります。（※1））が、地震によって被害を受けたことにより、倒産状態になり、賃金が支払われないまま退職することとなった場合に、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度（※2）が利用できます。

※1 法律上の倒産手続を取っている場合は、大企業の場合も対象となります。

※2 未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないまま退職した労働者の方に対して、その未払賃金（退職手当を含みます。）のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。

立替払ですので、立て替えた賃金については、後日、国が事業主の方に求償させていただきます。

立替払を受けるには、次の①から③の手順を踏んで下さい。

※ 今回の地震による被災地域の方については、申請手続の簡略化を行っています。
申請に必要な資料がない場合は、最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

1 倒産状態の認定申請について

まず、企業が倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定を受けていただくことになります。企業が倒産状態にあることがわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行って下さい。勤務されていた方が、何人かいる場合には、どなたかお一人が申請して頂ければ結構です。

2 未払賃金額等の確認申請について

次に、一人ひとりの方の未払賃金額について確認することになります。賃金額がわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行って下さい。

3 立替払金の請求

必要な審査をした上で、立替払制度の対象となる場合、所要の書類をお渡します。これに振込みを希望する銀行口座等必要な事項を記入し、支払を行う独立行政法人労働者健康安全機構あて提出してください。

制度の詳しい内容や①～③の手続については最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

問合せ先はQRコードから確認できます。

